

札幌市告示第3740-2号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき札幌市証明郵送センター運営業務の指定納付受託者を指定したので、札幌市会計規則第39条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年10月1日

札幌市長 秋 元 克 広



- 1 指定納付受託者の指定を受けた者の名称、住所又は所在地
SBペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸1丁目7番1号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年10月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる収納金の種類
郵送による諸証明発行手数料（住民情報課に関連する証明に限る）
- 4 指定納付受託者に収納金を納付させる期間
令和8年10月1日から令和9年9月30日まで